

市立豊中病院 院内保育所運営業務委託仕様書

1. 業務場所

豊中市柴原町四丁目14番1号 市立豊中病院院内保育所

2. 履行期間

令和5年(2023年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日まで

3. 委託業務の内容

委託業務の内容は、市立豊中病院院内保育所に入所する児童の保育業務及びこれに付随する一切の業務とする。(認可外保育施設指導監督基準に基づく運営)

(1) 運営時間

7時30分から19時30分まで

ただし、月・水・金曜日は7時30分から翌朝7時30分までとする

(2) 休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日および年末年始(12月29日から1月3日まで)

(3) 定員

36人

ただし、認可外保育施設指導監督基準に定める保育従事者数及び保育室の面積基準内で定員を増員することができる。

(4) 保育児童の範囲

保育児童は、出産後8週間を経過した後の乳児から3歳児未満までの幼児で、病院事業管理者が入所を許可した児童とする。(入所途中に3歳児に達した場合はその年度末まで継続して入所できることとする。)

ただし、病院事業管理者において特別の事由があると認めるときは、3歳児から就学前までの幼児の入所を許可することとする。

(5) 一時保育

児童福祉施設最低基準に抵触しない人数を限度とする。

5. 業務運営方法

受託者は、院内保育業務の運営が円滑に推進され、次代を担う子供たちの、健やかな成長を図るため万全を期すること。

6. 業務運営体制

受託者は、保育所を適正に運営するため、保育責任者1人を置くとともに、認可外保育施設指導監督基準に規定する保育士基準と同等以上の配置を行うものとする。

7. 受託者の責務

(1) 児童の健康管理・安全管理

受託者は、児童の健康管理のため、健康診断を入所時及び1年に2回実施しなければならない。

また、安全衛生確保のため、保育士等に対する教育の実施、施設・器具等の管理、その他安全衛生確保の管理に十分留意し、月1回の避難訓練を実施する等消防法で定められた事項を遵守しなければならない。

(2) 事故発生時の対応

保育所の運営管理にあたり事故が発生した場合は、受託者が対処するものとする。

(3) 守秘義務

受託者及び業務従事者は、業務上知り得た秘密を第三者にもらしてはならない。

契約の終了又は解除後においても同様とする。

(4) 業務従事者の身分の明確化

受託者は、業務従事者に統一した制服（名札を含む）を着用させ、病院職員及び他の業者との明確な区別ができるようにすること。

(5) 業務従事者の健康診断

受託者は、法に基づき業務従事者の健康診断を行い、委託者に報告するものとする。

(6) 帳簿の整理

児童及び業務従事者の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

① 児童の状況を明らかにする帳簿等

児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状況、保護者の連絡先、児童の出席簿等

② 業務従事者に関する帳簿等

氏名、連絡先、採用年月日、資格を証明する書類（写）等

③ 労働基準法等に規定された各事業所に備えるべき帳簿等

(7) 計画書及び献立表の提出

① 受託者は、業務の遂行について、業務従事者の勤務計画書、月間行事予定表及び月間献立表を当該月の前月25日までに委託者に提出すること。

② 計画書及び献立表の様式は、別途定める。

(8) 管理記録書類

① 受託者は、毎日の業務終了後、業務日報に必要事項を記入のうえ、委託者に提出すること。

② 管理記録書類の様式は、別途定める。

(9) 業務従事者に対する指導教育

受託者は、業務の実施にあたり、業務従事者が基本的人権について正しく認識を持ち対応できるよう適切な研修等の指導教育を行わなければならない。

8. 業務従事者の責務

- (1) 保育室等は常に清潔の保持に努めること。
- (2) 保育室等には、業務上必要な物品以外は持ち込まないこと。
- (3) 業務従事者の更衣、休憩は病院の指定した場所において行うものとする。

9. 施設等の使用等

受託者の使用できる施設は別紙に記載のとおりとする。

10. 損害賠償

- (1) 業務履行中に業務従事者が負傷若しくは死亡することがあっても、委託者は一切の責めを負わない。
- (2) 受託者は、業務の履行について委託者が指定する損害賠償責任保険に加入しなければならない。(ただし、豊中市病院事業会計規程第56条の各号に該当する場合は免除する。)
- (3) 受託者は、児童に対する賠償責任保険に加入しなければならない。

11. 費用負担

(1) 委託者の負担

- ①電気・水道等の光熱水費及び電話の使用料
- ②設備備品

(2) 受託者の負担

上記委託者負担以外

- ①人件費
- ②給食材料費
- ③健康診断料、損害保険料
- ④消耗品、備品、その他業務遂行に必要なもの

※上記以外の負担区分が不明確なものについては、委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。

12. 業務受託者変更に伴う引継ぎ業務

契約の更改又は契約解除等により業務受託者に変更があった場合は、本件業務受託者は、本業務が引き続き円滑に遂行できるよう、次の業務受託者に対して適切な業務引き継ぎを行うこと。なお、業務引継ぎに要する費用は、本件業務受託者が負担するものとする。

13. その他

本仕様書に記載のない事項については、別途協議のうえ定めるものとする。

別紙

受託者の使用できる施設等

物件の表示

所在地	豊中市柴原町四丁目14番1号 市立豊中病院院内保育所（病院敷地内、管理棟北側）
建物	構造 鉄筋コンクリート造 1階建（保育室、乳児室、遊戯室、ほふく室、沐浴室、調理室、便所） 建物延面積 188.11㎡
付帯設備等	建物に付帯する電気・ガス・上下水道・厨房・冷暖房設備、構築物屋外遊戯場、その他備付備品